

平成24年 第5回

教育委員会定例会会議録

平成24年5月9日

中央区教育委員会

平成24年第5回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成24年5月9日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子  
委 員 鈴木ゆか  
委 員 竹田圭吾  
委 員 松川昭義  
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満  
庶務課長 有賀重光  
副 参 事 森下康浩  
学務課長 林 秀哉  
指導室長 増田好範  
統括指導主事 山崎 隆  
統括指導主事 伊藤 聡  
図書文化財課長 粕谷昌彦

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 鈴木 浩

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 眞下一弘  
庶務係員 島田由美子

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子  
委 員 松川昭義

日程第1 議案第16号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

日程第2 報告事項

各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成24年第5回教育委員会定例会を開会いたします。  
はじめに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は松川委員に  
お願いします。

なお、案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長に出席をお願いしております。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第16号を議題といたします。議案第16号を、書記、朗  
読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第16号「中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」につ  
いて提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決さ  
れました。

次に、日程第2、報告事項のうち、区議会での質問等について、続けて報  
告願います。

次長 「平成24年第一回区議会定例会(2月議会)一般質問(概要)」について  
資料1により報告

庶務課長 「平成24年予算特別委員会における教育費の主な質疑」について口頭  
により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 学校評議員制度のところ、学校評価システムの検討部会を立ち上げると  
いうお話だったのですが、これはいつ、どこに、どういったメンバーで立ち  
上げるのですか。

指導室長 学校評価については、文部科学省からのガイドラインが示されていて、そ  
れに沿って取り組んでまいりました。そこに第三者評価をどう取り入れてい  
くのか、文部科学省でも地域の状況に応じて変えていくべきだろうというこ  
とで、当初示したのからガイドラインも変わってきております。検討部会  
は、本年度5月から12月までの間、学校の管理職、外部委員をお願いする  
ことにしております。

あと、教育委員会事務局のメンバーとで、委員会を立ち上げます。学校評議員制度が学校評価に強くつながる部分がございますので、そうしたことを含めて検討させていただいて、新たな学校評価ガイドラインを年度末までに策定する段取りで進めているところでございます。

委員長  
竹田委員  
委員長  
松川委員

よろしいですか。

はい。

ほかに、ご質問等ございませんか。

本区のカリキュラム連携型がもたらす教育の目的について、佃島小、月島第一小、佃中がパイロット校として教員同士の交流や共通理解を進めながら、子どもたちにとってよりよい指導法を検討しているとのことですが、実際はどのような形でやっているのですか。どういう方向にしようとしているのですか、もう少し具体的に伺いたい。

指導室長

本区におけるカリキュラム連携型の小・中一貫教育でございます。カリキュラムの連携ということで、建物が一体になるという器だけのものではなく、中身の連携です。要は小学校から中学校に行くときに、中1ギャップという、いろいろな仕組みが変わる中で、子どもたちがなじんでいけないというような実態、これは本区に限らず全国的な状況がございます。特に小学校の指導方法と中学校の指導方法や学級担任制から中学校になると教科担任制になるなど、同じような教科であっても指導方法が変わってきます。また、中学校に行くと、自立ということの中でかなり自主的な取り組みが促されるようになります。滑らかな接続が図れるよう、そういった小学校と中学校における指導の違い、双方の指導の違いを、まず、教員同士が相互に理解し合うことが大変重要だと思っております。

それを相互に理解した上で、小学校卒業時にはこのあたりまで、学び方であるとか学習内容を含めて指導を進める。それを引き続き受け取る中学校側も、小学校での指導を前提のもとに指導を進めていくことを、具体的には、算数・数学、それから体育、道徳といった教科において研究授業を、両方の教員がお互いに見合う。その中で、同じような内容であっても教え方の違いや段階的な構成を理解し、研究を深めることを進めてきております。

その成果はリーフレットにまとめまして、全校に発信し、大切なポイントの部分について理解を深めていただくという形で、現在、進めさせていただいております。

松川委員

このあいだいただいた学校の1年間の日程を見ると、カリキュラムの項目があって、たしか月2回ぐらい研究会の日程だったと思うのです。そのような日程の中で、果たしてできるのだろうかという気がしているのですが。

それと、もっと大事なことは、学力向上とかもいろいろ関連してくること

なのですが、いわゆる公教育というか、小学校・中学校の六・三制ということも含めて、カリキュラムというのは見直していく必要があるのではないかと。

ギャップがあるから、そこを、単に中学校はこうやっているよ、小学校はこうだよという理解だけでいいのかなどか。

例えば、これは小学校から中学校への進学率にもよるのですが、公教育をやりながら、中央区の場合は、5割の者は私立中学校へ行ってしまうということも含めて、何か中央区の公教育というものは、もう少しはっきりしたものを打ち出していけないといけないのではないかと私は考えているのですが、どうでしょうか。

指導室長

まずは1点目の、月2回程度の研究会等でそれが深められるかということでございますが、確かに、回数を多く、お互いに授業を見に行ったりすることが日常的に頻繁にできるようになれば、さらにお互いに理解が深まってくると私も考えております。

ただ、当座、とりあえず皆さんで集まって、同じテーマに基づいて話し合おう、あるいは授業を見合おうということは定期的に設けて行かなければいけないと思いますので、まずは、今は2回ですが、さらにそれをきっかけとして、日常的に見に行ける関係づくりを深めていかなければいけないと考えております。

2点目の、六・三制の見直しを含めてということでございますが、確かに、子どもたちの成長の状況が、昔とはかなり変わってきております。かなり成熟の度合いも早くなっているということもあります。そういう中では、いわゆる思考の成長というのもまた変わってきていると考えられます。それから、社会状況として、集団生活のあり方、あるいは子どもが地域でする経験といったものも変わってきているという中では、確かに、今の子どもたちの実情をよく見て、指導方法の切り替えということも考えていかなければいけないと思っているところでございます。

ただ、公教育の制度自体は、大きくは国の制度でございますので、その動向をよく見ていく必要があると考えております。また、一方で、指導方法については、実際に工夫が図れるものでございますので、先ほど、教科担任制というようなこともお話をいたしました。中学校になって急に教科担任制になるのではなくて、小学校の高学年でも時間割りの工夫などによってそういった取り組みも、視野に入れて、今後さらに工夫を重ねていくことが必要であると思っております。

委員長  
松川委員

ほかにご質問等はございませんか。

小・中一貫については、また改めてお話をさせていただきたいと思うのですが、全国で小・中一貫教育がかなり行われていて、いろいろなやり方がある

るようなので、ぜひ研究発表授業なども取り入れて、勉強会というか公開の研究発表会などもやってもらいたいと思っています。

指導室長

やはり、それをどういうふうにするとよいかということを追及していくことは、委員ご指摘のように大変大切なことだと思っております。研究授業、あるいは研究会等も含めて、そういったことの大切さであるとか、ポイントなど探っていけるような場づくりを検討していきたいと思えます。

松川委員

よろしく願いいたします。

委員長

ほかにご質問等はございませんか。

松川委員

もうひとつよろしいですか。すみません。教職員の過重労働についてですが、新聞の社会面などでも、教職員に限らず、過重労働ということで裁判になったりしているのですが、何が過重だという、職務分析というか、そういうものが行われているのですか。

単なる労働時間の、8時間を過ぎたから、それが続いているから過重だという見方もあるのですが、主観的な見方もあると思うのです。これだけ仕事があれば、ファイトを持ってこなしていくという人もいるでしょうし、8時間以上やっていると疲れてしまってだめだという人もあるでしょうし、もう少し言えば職務分析で、こういうところが過重なのだということ把握しているのですか。

単に主観的に過重という先生方の思い、あるいは事務方の思いなのか、職務分析が詳細になされているのですか。

指導室長

教員がしなければいけない仕事はいろいろあるわけですが、どんな仕事に教員が負担感を感じているかについては、私どもも聞き取りをしております。ひとつには教材研究であり、これは教育活動の最も根幹となるものですので、もう仕方のないことだと思っております。

そのほか、最も教員が負担感を持っておりますのは、さまざまな書類の作成です。調査もの、いわゆる国、東京都、区のレベルで、各学校の動向を調査するために、年間を通してかなりの量の調査依頼が学校に届いております。それを副校長が処理する場合もございますし、分掌ということで仕事を校内で分けておりますので、それがおりていくということもございます。それから、校内でさまざまな案件を共有するために書類を作成するという作業もございます。書類作成にかかる時間、これが教員にとってはかなり負担に感じられている部分がございます。

こうした状況のなかで、何とかそれを解消することができないかと私どももできるだけ、学校に対する調査は、最小限にとどめるようにする。それから、教員が教材をつくる中でも、つくったものを共有していくとかなり時間の軽減が図れるということで、一昨年度、本区においては学校間ネットワー

クを整備いたしました。その中の共有システムからいろいろ引き出すことができるようになっていきます。後ほど、自主学習支援テキストなどもご報告させていただきますが、そういったものを共有して、新たにつくらなくても、すぐに使えるという仕組みを設けていくことで、事務仕事を少しでも軽減することができると考えております。

委員長

よろしいでしょうか。

私からひとついいですか。今、指導室長さんからご説明がございましたが、私は企業の教育の現場にいたものですから、企業の中の教育の現場でも同じであると感じました。一体、何が負担になっているかというのも、本社の経営企画だとか戦略室あたりが、いろいろな書類の作成を命じてきます。ほとんどがさまざまな調査です。それを受けるのは学校で言えば管理業務を担当している校長などの管理職で、その業務は現場を担当している先生に、おりにいくのではないのかと思います。先生が一番よくわかっていますから。そうすると、先生が作成しないことには管理職はそれができない。管理職ができなければ校長はそれを持っていけないというので、結局一番負担が来るのは、校長が受けるとすべて先生方に過重な負担がかかるのではないのでしょうか。

私は校長だったものですから、実際に必要性に疑問を感じる調査もありました。自分たちが必要なためにやっていて、学校はそれほど必要ではないというような調査を、何で学校がやらなければいけないのかなどと感ずることが多かったと思います。

とにかく先生方というのは、いかに生徒と向き合っていくか、そういう時間を多くとってあげられるかということが、先生方も教師冥利に尽きるところです。だから、どんな教育現場でも必ずそういうことがあるのでしようが、それを解消していくためには、相当、校長先生も頑張ってください必要があるのではないかと思うのです。突っぱねてもいいと思うのです。「こういうことはもうやりません」と。やれないですというのをおっしゃってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

調査をやったことが学校の子どもたちに還っていく、あるいは教員に還っていくというものであれば、当然学校も納得をしてやると思います。今、委員長がご指摘の点は非常に重要な点だと思いますし、私どもとしても、それは心がけたいと思っておりますし、実際は都や国からおりてくるものかなりの数なものですから、これも、今までも働きかけをしているところではございますが、引き続き都や国に対しても、できるだけ削減をしてもらえように働きかけてまいります。あと、私どもはデータをある程度持っておりますので、学校に回さなくても私どもで回答できるものは、私どもで記入をし

てお返しするというような工夫も引き続きしていきたいと考えております。

竹田委員

今の話は、重々わかるのですが、過重労働は、市区町村ごとに特異な誘因がある可能性もあると思うのです。本区で心の病により職務遂行上支障をきたしている教職員が、幼稚園・小学校・中学校全体で6名いるというのは、児童・生徒数、あるいは学校・幼稚園の数からして、他の区と比べて多いのか少ないのかどちらでしょうか。あと、今ご説明いただいた方法で対処していくということになると、それで改善されたかどうかをチェックする必要があると思うのですが、例えば去年おととしと比べて増えているのか減っているのか、そのデータはどうなのでしょう。

指導室長

昨年度については、今データを持ち合わせていないのですが、人数自体は大きくは増えてはございません。ひと桁の数で推移をしております。

他区、ほかの市区町村との比較で、教員数の割合からですが、これも、中央区が決して突出している数ではないととらえております。

ただ、こういう方が1人でも2人でもいるということ自体と、それぞれの方によって状況が違うということをも十分考えていかなければいけないと思います。

もうひとつは、若手の教員が急激に増えてきています。本区の場合にも、昨年度は28名の新規採用でしたが、今年度は39名となっております。一番注意しなければいけないのは若手の教員、特に学級経営がうまくいかないと、すぐに行き詰まってしまうようなこととなりますので、学校にもその点は十分配慮をお願いしております。初任者については、8月に宿泊研修を柏学園で行っていますが、そのときにも、今まで実施していなかったメンタルヘルスの研修を組み入れまして、個人面談を受ける機会や自分自身でメンタルケアができる講義など、研修内容も今回から変えております。

竹田委員

後手に回る対処だけではなくて、予防的にも取り組んでいただいているということですね。

指導室長

そうですね。そこが特に重要なのかなと思っております。

委員長

重要ですよ。よろしゅうございますか。

竹田委員

はい。

委員長

ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

それでは引き続き資料2について報告願います。

学務課長

「区立学校における事故発生状況の推移」について資料2により報告

委員長

ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長

それでは引き続きまして、資料3から資料8について、続けてご報告願



ます。

指導室長 「平成23年度区立小中学校における不登校・いじめの状況」について資料3により報告

「平成23年度区立中学校卒業生の進路状況」について資料4により報告

「平成24年度中学生海外体験学習」について資料5により報告

「平成24年度における国・都・区が実施する学力調査」について資料6により報告

「日食にかかわる児童・生徒への指導」について資料7により報告

「自主学习支援テキスト(小学校)」について資料8により報告

委員長 資料3から資料8までのご質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 資料3の、不登校といじめの状況についての統計の取り方を確認したいのですが、いじめの状況・件数、それから対応のところの、例えば件数というのは学校からの自己申告なのでしょうか。教育委員会の事務局として、主体的に調べているということなのでしょうか。

指導室長 これは、問題行動調査という国の調査がございます。その中で細かく、どのような状況のものをどう判断するかの規定がございまして、それに照らし合わせた学校からの回答をもとに集計しております。

ただ、実際には、その数が来た場合に、数だけではわからない部分がございますので、学校のさまざまな回答の中で、そこがうまく読み取れない場合には、私どもで、それが一体どういう状況なのかということを確認しております。また、数をとるだけではなくて、区教育委員会としてはそれを生かして、指導あるいは教育センターでの対応にもつなげていかなければいけませんので、学校から詳しく状況を聞いたうえで、数を積み上げているという状況でございます。

竹田委員 いじめの態様、あるいは不登校に至ったきっかけと考えられる事由のところは、今のお話ですと、それぞれの学校で、教師が児童・生徒からヒアリングを行って分類・カウントしているということですか。

指導室長 そのとおりでございます。子どもたちから当然話も聞いておりますし、指導の中で、このお子さんの場合には多分これが原因であろうということで集計しております。

竹田委員 いじめって、ご承知のように非常に認知・認識が難しいと思うのです。

要するにいじめを受けている子どもがイエスと言っている場合と、いじめをしている場合もある程度認めるケースと、あと親だけが言っているケースというのもあると思うのですが、そういったものすべてがここに入っているわけではなくて、今のお話ですと、その問題行動調査というもののひとつの物差し、基準に照らして、学校現場で児童・生徒からヒアリングをして、その

中で、教師がこれにあてはまるという、ある種恣意に判断したものだけカウントしているということですか。

そうすると、現実には児童・生徒の各自の認識、あるいは保護者が認識しているものとは乖離があるということですか。

指導室長 これは、学校は総合的に子どもたちの状況をとらえております。保護者からお話がある場合もございます。それから教員が見ている状況もございますし、周りの生徒から話を聞いていることもございます。そういったものを総合的に考えて、いじめに相当するというのがここにカウントしているということでございます。

竹田委員 実際には、いじめを受けているというふうに自分自身で認識している児童・生徒がいても、教師がそうではないと判断した場合にはここに出てこないということですよ。

指導室長 子どもが、自分がいじめを受けていると言ったから、イコールここで示している数ではありません。

竹田委員 入っていないということですか。

指導室長 はい。子どもたちには、いじめという言葉が最近は普通の言葉になってきています。一般的に使われる言葉になって、「いじめられた」ではなくて「いじめに遭った」ということで、結構いろいろな形で、子どもたちの訴えがあると思います。

その中で、あるトラブルで自分がいじめられる側になったということのいじめと、継続的にある子どもが特定の児童・生徒、あるいは複数ということもございしますが、心に負担を感じる状況をずっと与えられるものとして、その辺のとらえ方が違っている部分がありますので、必ずしも、子どもがいじめと言ったから、それをイコールすぐにカウントするというものではありません。

竹田委員 それはよくわかっているのですが、何か対策を講じる必要があると教育委員会で考えたりするときのひとつの根拠に、この数字がなるわけですよ。

そうすると、不登校はまだ極端に人数が多いわけではないので、例えばこの数値をおもてに出したときに、きっかけになったところのいじめが小・中学校ともにゼロとゼロだとなったときに、どういった反応が保護者からあるのかなというのはちょっと気になることです。

いじめの対応で、例えばパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるということは、小学校はゼロです、中学校はゼロですと。現状の児童・生徒の人数と、巷間漏れ聞こえてくることによると、これを例えばおもてに出したときに、学校が意図的に無視しているのではないかと言われるのではないかと、僕は一瞬思ったのです。

だから、子どもが言っていることを一方的にカウントすることはできないというのは、僕もまさにそのとおりだと思うのですが、要するに、これに出てこない最大値というものが仮定としてあって、基準自体が非常に幅のあるものだと思うので、完全にはすくい切れないと思うのですが、乖離がある程度あって、それを前提に何か対策を講じるのか、もうこれでゼロだったら一切何もしないのかということをお聞かせされたときに、どう答えればいいのかなど思ったのですが。

指導室長

ここに数がゼロと上がってきているからといってゼロではないと考えます。それぞれ状況がいろいろありますので、最後は、先ほど申し上げました、学校が一定の基準で判断をして上げてきている数ですので、やはり、ここに上がってくる間にさまざまな状況があるわけで、ここにゼロとあるからといって、それがゼロであるというふうには考えてはいけないと思っております。

ですから、そういった意味では、このゼロのものについても、いつでも状態としてあり得るという中で生活指導を進めていかなければいけないと思っておりますし、私どもが学校指導を進めていく際にも、ゼロだからいいのではなくて、それに類するような状況もあるだろうということを前提に指導を進めていくことが重要と考えております。

竹田委員

わかりました。

鈴木委員

不登校のきっかけですが、その他本人にかかわる問題については、先ほど示された例では深夜の徘徊ですとか、そういうものも含まれるということだったのですが、そうすると、その上に家庭内の不和や親子関係、生活環境の急激な変化はゼロなのに深夜の徘徊をするのかという感じもするのです。

やはり家庭内に何か問題があるから深夜徘徊やそういう問題行動を起こすのではないかと思うので、今のお話と似たようなことになってしまいますが、ゼロなのにここに27という数字が入っているのもおかしいかなという気もします。

「いじめ」という言葉だけがもう今は残ってしまって、「けんか」という言葉がなくなってしまったと思います。けんかはいいいとか、しなさいというわけではないのです。

いじめの前にけんかをしてくれればいじめにならないというのは、短絡的というか安易かもしれませんが、例えば、子どもたち同士がけんかをしていると止める子どもは必ずいます。今の子どもというのは、止めるとその止めた子を今度はいじめてしまうこともあるように感じます。先生方もけんかがある程度させて、自分たちで解決させる力を養うことをさせていいのではないかと思うのです。けんかはいじめと違うので、止める子を評価してあげるとかでもいじめにならない場合もあると思います。

あと、適応教室を見に行った時に思ったことで、専門家ではないのでわからないのですが、先生方が行き詰ってケアを受けなければいけない事態もある中、そういった先生を適応教室などに行かせて、そういう子どもと接触させると、先生が自分を見つめ直して元気になるという場合もあるようなので、行かせてみるというのもどうかと思ったのですが。

指導室長

ご指摘の一点目の、家庭に原因がある場合に、この中の数字はどう出てくるのかということですが、確かに委員ご指摘のとおり、本人の状況だけではなくて、そこに家庭の要因というのはかなりあると思います。特に深夜徘徊は、生活がうまくリズムがとれないというようなお子さんはかなり関係しているケースが多くなっています。

「その他本人にかかわる問題」が27件、さらに「その他」で16件あるのですが、その辺の複合要因のものが、この数に入っていると思います。これだけ細かく項目があるのに、そっちに数が入ってこないで、その他というところにかんりの数が入っているということは、やはりそこに大きく複合的な要因があるものとしていただくといいのかと思いますが、家庭だけの問題ということではなくて、どうしてもそこに本人の要因が絡んでくるという考え方をさせていただくといいのかと思います。

それから、けんかといじめの問題ですが、これについては、やはり子どもたちが自分の意見とかそういったものを闘わせて自力解決していく、この経験は非常に大切だと思っています。ただし、今の子どもたちの傾向として、逆に争いごとを避けようとするという傾向があります。無理に人の考えに合わせようとしたり、あるいは自分と違うということを肯定的に受け入れないで非常に否定的に見るのです。そのような傾向がある中で、お互いに意見を闘わせることを避けていく傾向があります。いじめというのは人格を否定するような行為だと思います。

意見をきちんと言うのと人格を否定するのは違うということを教師がきちんとして指導をして、自分の意見を言うべきところは主張させて、意見を闘わせるといったことはさせて、それをどう解決していったらいいのかという場面は、学習の中に含んでいかなければいけないものと思っています。

それから、適応教室に教師が行ってみるというのは、いろいろな形で子どもの実態を見ることや、あるいはそこに教師が自分の姿を重ね合わせるということでは貴重な機会だと思いますので、また、教育センターとの関わりも含めて、その取り組みにつきましては、検討させていただきたいと思います。

委員長

ひとつ私からもよろしいですか。こういう状況報告などを見ますと、どうしても、学校にとって悪いことというものに対してはできるだけゼロがいいのではないかと、何も無いほうがいいのではないかと、思う先生方が多いのかな

と、結果的にこういう報告を見ていつも思うのですが、これに対して、学校教育の現場でも社会でも家庭でも同じことなのですが、何の問題もないという家庭、社会、教育現場なんて、私はそんなものはないと思うのです。うちは何にもありません、ほんとうに素晴らしいですと。何ををもって素晴らしいと言うかということも、これは大きな問題になると思うのですが、いろいろな問題があることが当たり前だと思うのです。

いろいろな問題があることが当たり前ということを前提にするならば、重要なのは、その場、その場、社会においても学校教育の現場においても家庭においても、問題が起きないように努力するということと同時に、起きた場合の解決能力、問題を解決する能力があるかどうかということ。先生方に、あるいは学生同士に。そういうものこそが本当のいい教育だと私は思いますので、先生方もそういう認識をお持ちとは思いますが、何もないことがいいというような評価ではないのだと。問題を解決する能力こそが問われるのだという認識がとても重要だと思うのです。

指導室長

ご指摘の点については、やはり非常に重要な点だと思います。こういった調査をやるときに、生活指導主任の研修会や連絡会を、年間通して10回ほど設けておりますが、そういう中でも、今、委員長からご指摘があった点、調査を行うに当たっても事前に説明をして行っておりますので、その点については十分に学校に周知をしていきたいと思っております。

あと、今、解決能力ということでご指摘をいただいたのですが、特に不登校とかいじめというのは、継続的に組織でその子どもを見ていく中において、必要な手当て、働きかけをしていくことが必要だと思いますので、学校は途中で担任が変わったり担当者が変わったり、あるいは中学校ですといろいろな複数の教員がかかわっていますので、お互いがきちんと、課題のあるお子さんがいたときに、継続的に責任を持って指導を行うという方向で、取り組んでいきたいと思っております。

委員長  
松川委員

ありがとうございます。

今の委員長の指摘は大変良い指摘だったと思います。それと、指導室長も前の答弁で言われたように、担任の学級経営というか、排除ではなくていろいろ議論を闘わせるとか、鈴木委員が言ったようにけんかを奨励するわけではないけれども、そういう状況をつくり出していくというのは大変良いことだと思うのです。

少し戻りますが、武道の指導において、例えば柔道の乱取りは危ないから、そういうものは全部排除してしまう、やらせないということではなくて、なぜ危ないのかということを中心に中学生などに指導することが大事なのであって、これは危ないから見せない、やらせないということではなくて、ど

うして危ないのだろうかということを実際に子どもたちにも経験させるということの意義も大きいと思うのです。「だから危ないのだ」と。

今は、すべて危ないものは見せない、やらせないということで、事前に理解させることをやらない。そのことから事故に遭うとか、けがをするというような状況というのはかなりあるような気がするのです。

指導室長       なぜ危ないか、そこをよく理解させることが重要という委員のご指摘だと思います。本当にそうであると思います。けがをしてしまったからでは遅いわけです。もちろん、安全に留意ということで、発達段階にあってやらせること、やらせないこと、それはそれできちんと分けて指導していかなければいけないと思っております。なぜ危険か、だからこれはしてはいけないなどの指導を、武道のほかにも安全指導ということで災害安全も含めて、今年は重点を置いて行うべきことと考えております。

なぜ危険か、それが十分子どもたちが意識できるように、学校で指導を進めていただくようにしていきたいと思っております。

委員長       ほかにご質問等はございませんか。

松川委員       先ほどの日食の件なのですが、例えば、最後まで家で見ていて遅刻した場合、学校で遅刻時間に該当するのですか。

指導室長       これは恒常的にあることではなく、非常にまれにあることでございます。各学校においても念頭に置いておりますのは、貴重な機会であるから観察をさせたいと思っているところでございます。

とにか、登校中は絶対に見ないという、これは徹底させていただいて、あと、観察してから登校してくるとか、そのあたりについては学校のほうで柔軟に考えていただくということで声をかけていきたいと思っております。

金環日食の時間は7時半過ぎでございます。通常歩いて登校するお子さんですと大体8時10分から15分ぐらいが始業時刻になりますので、とりあえず見てから来ても間に合うと思っております。

委員長       私からも質問よろしいですか。ということは、登校中には見てはいけないよということを徹底するということですね。

指導室長       はい。

委員長       そうすると、登校中にならないような時間割りを、それぞれの学校が対応なさるということですね。

指導室長       今のところ、全校の時間を早めてやりますというところは1校だけです。あとは通常的时间割りでやるということで進めておりますので、始業時間は一応、原則同じになると思いますが、例えば、家で観察をしてから登校したいというお子さんもいるかと思っておりますので、今週、校長会がございしますが、その中でまた各校長ともその調整の仕方について確認をしてみたいと思って

おります。

委員 長 子どものことですから、例えば「登校中に見てはだめだよ」と言っておいても、たまたまなったときに、やっぱり見るのではと思うのです。珍しいものですから。だから、むしろ学校ごとに、これは全校が見てからいらっしゃいという時間割りにするか、あるいは前もって始まる前に来ていただいて、そして全員で見ましようとするかという、この2つになると思うのですが。

松川委員 そのことなのですが、例えば登校時刻を早め、希望者を集めて観察を行う学校が小学校2校と中学校1校ということは、その日は、集団登校ではなくなるということですよ。

指導室長 今のところ、集団登校をしている学校は、本区の場合は少ない状況でございます。小学校で数校ございますが、希望の方が集団で登校するという形です。全体では集団登校という体制になっておりませんので、そのあたりは柔軟に対応できると考えております。

委員 長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは引き続き、資料9から資料11について、続けてご報告をお願いします。

図書文化財課長 「平成24年度区立図書館図書特別整理の実施に伴う臨時休館」について資料9により報告

「平成24年度区立図書館における図書等のリサイクルの実施」について資料10により報告

「『労働スクエア東京』跡地複合施設基本構想・管理運営方針の策定」について資料11により報告

委員 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 7ページの、区民参画の考え方で、運営協議会を今後設けていくということとはわかるのですが、この基本方針そのものの策定については、いわゆる有識者による会議をもってつくったものなのですか。

図書文化財課長 これは私ども内部職員と委託先の設計事務所で、こうした管理運営についての案をつくってお示ししているところでございます。

松川委員 わかりました。

委員 長 ほかにご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは引き続き、資料12についてご報告願います。

文化・生涯学習課長 「中央区地域家庭教育推進協議会と小・中学校・幼稚園との連携による家庭教育学習会の開催」について資料12により報告

委員 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

竹田委員 家庭教育学習会ですが、あまり役に立っていないような印象があります。自分がPTAなり学校の現場にいたときの印象ですと、本当はこういう学習を受けていただきたい家庭の親というのは来なくて、集まらないものですから、そうすると体裁が悪いということで、無理やりその学校の関係者とかに動員をかけて、実際に来ていただいているご家庭の保護者というのは、こういう学習を受けなくても最初からそんなことはわかっている人ばかりだという印象があるのですが。

組織の存立そのものとはともかく、やり方として今までどおりでこういうものはいいのかどうかという議論はあるのでしょうか。

文化・生涯学習課長 実績から報告をさせていただきたいのですが、昨年1年間を通じてですが、全体で72の講座があります。72の講座を86回開催いたしまして、人数といたしまして4,100人強が参加しているところであります。

ただ、やり方としましては、各PTAさんを中心にしながら幅広く参加を呼びかけていくという方式をとってのところではあるのですが、やはり固定化ですとかマンネリ化というのは課題となっているところではありますので、協議会の中でも、どうやってPRをしていって、できるだけ多くの参加を呼びかけていくためにテーマですとか、そういったものについて話し合いながら実施をしているというところです。

竹田委員 私の言い方が悪かったのかもしれないのですが、参加者の数が多いとか少ないとかの問題ではなくて、質というか、実際に必要とされているご家庭に対して、つまり究極的には子どものためにということになるのですが、そこに届いていないのがもったいないというか、それでいいのかという気がするのです。講座形式で、また、学校単位で行うことがどうかということを考えてもいいのではないかという意見なのですが。

文化・生涯学習課長 中心が講座というお話をさせていただいたのですが、昨年はPTA連合会との共催によります家庭教育の講演会ですとか、講座だけではなくて、対象をお父さんに絞るなど、もう少し幅広く参加が期待できるような取り組みや、実施においての工夫というのも徐々に行っているところではあります。

竹田委員 わかりました。

委員長 ほかに質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいでしょうか。

では引き続きまして、資料13についてご報告願います。

学務課長・指導室長 「意見・要望について」資料13により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

松川委員 保護者会というのは、どういうことをやっているのですか。



指導室長　　これは、学期の始めとか学期の終わりに、各学年とか学級の経営方針を保護者の方にお伝えし、学期末には、例えば1学期の生活の様子とか学級の様子について保護者の方にお伝えするというようなことをやっている会でございます。

松川委員　　学校で校長の相談日とか、多様な対応はしているのだろうと思うので、もちろん、全員が集まって説明すればそれはそれでいいのでしょうけれど、そういう対応の仕方もあるのだということを、やはりよく保護者の方に承知してもらおうということも必要なのではないのでしょうか。

指導室長　　今、校長相談日ということでお話をいただきましたが、多くの学校で、校長相談日ということで、いろいろなご意見があれば、どうぞ校長のほうにお話をしに来てくださいということで実施をしています。

　　広く、とにかくご意見があれば、担任に言いづらいものでも、校長や副校長に言ってきてくださいという制度は、引き続き各校に働きかけてまいります。

　　これは各学校の経営上の問題ですので、私どものほうに言ってきていただいたことを中継ぎするとか、あるいは教育委員会のほうから「こうなさい」ということではなくて、学校と保護者とと一緒にそれを分かち合って考えていただくことが、重要と考えております。

委員長　　よろしいでしょうか。

　　何かほかにご質問等あればお伺いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長　　よろしいですか。質問ございませんか。

　　それでは、本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたらお伺いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長　　よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、本日の委員会を閉会いたします。

午後4時03分 永嶋委員長閉会宣言

署名委員